明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○財務省令第三十号

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第二項中「（第四項」を「（第五項」に、「を同項の支払の取扱者」を「（以下この項及び次項において「源泉徴収不適用申告書」という。）を同条第六項の支払の取扱者（以下この項及び次項において「支払の取扱者」という。）」に、「施行令第二条の二第四項に規定する」を「当該」に、「当該申告書」を「当該源泉徴収不適用申告書」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「第一項」の下に「、第二項及び第四項」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　支払の取扱者が前項に規定する金融機関等から受け取った源泉徴収不適用申告書は、同項の税務署長が当該支払の取扱者に対しその提出を求めるまでの間、当該支払の取扱者が保存するものとする。ただし、当該源泉徴収不適用申告書に係る国外発行公社債等を当該金融機関等が施行令第二条の二第五項の規定による保管の委託をしている期間の終了の日の属する年の翌年から五年を経過する日後においては、この限りでない。

第二条の五第一項中「第七条第六項」を「第七条第五項」に改める。

第三条の六第二項中「又は財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」の下に「（以下この項において「財産形成非課税住宅貯蓄申告書等」という。）」を加え、同項ただし書中「、同項」を「、同条第四項」に、「前項」を「前項」に改め、「場合」の下に「又は当該財産形成非課税住宅貯蓄申告書等を第四項の規定により保存する場合」を加え、同条第三項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、「各号に掲げる日」を「各号に定める日」に改め、同項第二号中「掲げる日（」を「定める日（」に改め、同条第八項中「前項に規定する勤務先の長又は同項に規定する」を「勤務先等の長又は」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「出国時勤務先等の長」の下に「（以下この条において「勤務先等の長又は出国時勤務先等の長」という。）」を加え、「掲げる」を「定める」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　金融機関の営業所等の長が個人から受理した第二項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書、財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書、財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書、財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書、転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の国内勤務申告書及び財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書は、その者の住所地（当該財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書（施行令第二条の十八第一項の規定によるものに限る。）及び当該転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書（施行令第二条の二十第二項の規定によるものに限る。）にあつては、これらの規定に規定する住所地）の所轄税務署長が当該金融機関の営業所等の長に対しその提出を求めるまでの間、当該金融機関の営業所等の長が、勤務先ごとの各人別に整理し、保存するものとする。ただし、これらの申告書の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日の属する年の翌年から五年を経過する日後においては、この限りでない。

一　当該財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書　当該申告書の提出があつた日

二　当該財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書以外の申告書　これらの申告書に係る当該財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書又は退職等に関する通知書の提出があつた日

第三条の六に次の二項を加える。

10　勤務先等の長又は出国時勤務先等の長が施行令第二条の二十二第一項に規定する移管先の営業所等の長から受理した同項の書類（以下この条において「事業譲渡等に関する書類」という。）は、当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長が当該勤務先等の長又は出国時勤務先等の長に対しその提出を求めるまでの間、当該勤務先等の長又は出国時勤務先等の長が、各人別に整理し、保存するものとする。ただし、当該事業譲渡等に関する書類に係る財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書を受理した日又は施行令第二条の二十五第六項第三号に規定する通知をした日の属する年の翌年から五年を経過する日後においては、この限りでない。

11　勤務先等の長又は出国時勤務先等の長が前項の規定により事業譲渡等に関する書類を保存する場合における当該事業譲渡等に関する書類に係る第八項の規定の適用については、同項ただし書中「又は通知」とあるのは「若しくは通知」と、「場合」とあるのは「場合又は当該書類を第十項の規定により保存する場合」とする。

第三条の十六第一項中「退職等申告書を」を「退職等申告書（以下この項において「財産形成非課税年金貯蓄申告書等」という。）を」に改め、同項ただし書中「、前条第一項」を「前条第一項」に改め、「場合」の下に「又は当該財産形成非課税年金貯蓄申告書等を第四項の規定により保存する場合」を加え、同条第二項中「にあつては当該財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書」に改め、同項第二号中「前号に規定する」を「当該申告書に係る」に改め、同項第四号中「掲げる日（」を「定める日（」に改め、同条第四項中「第三条の六第四項から第八項まで」を「第三条の六第五項から第十一項まで」に改め、「保存」の下に「並びに当該書類の保存」を加え、「第三条の六第四項から第六項まで」を「第三条の六第五項から第七項まで」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項第一号及び第十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　金融機関の営業所等の長が個人から受理した第一項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書、財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書、財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書、財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書、転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の特別国内勤務申告書、財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書、財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書及び財産形成年金貯蓄者の退職等申告書は、その者の住所地（当該財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書（施行令第二条の三十一において準用する施行令第二条の十八第一項の規定によるものに限る。）及び当該転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書（施行令第二条の三十一において準用する施行令第二条の二十第二項の規定によるものに限る。）にあつては、これらの規定に規定する住所地）の所轄税務署長が当該金融機関の営業所等の長に対しその提出を求めるまでの間、当該金融機関の営業所等の長が、勤務先ごとの各人別に整理し、保存するものとする。ただし、これらの申告書の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日の属する年の翌年から五年を経過する日後においては、この限りでない。

一　当該財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書　当該財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書の提出があつた日

二　当該財産形成非課税年金貯蓄申告書　当該申告書に係る財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書の提出があつた日又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に定められている最後の年金の支払をする日のうちいずれか早い日

三　当該財産形成年金貯蓄者の退職等申告書　当該申告書の提出があつた日

四　前三号に掲げる申告書以外の申告書　これらの申告書に係る当該財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書又は退職等に関する通知書の提出があつた日